

<別紙：ファイバーフロンティア・ファイバー取引サイトを利用した電子商取引規約>

第1条 (目的)

本規約は、ファイバーフロンティア・ファイバー取引サイト（以下「当サイト」といいます。）を利用した売手会員・買手会員の取引について定めるものです。売手会員、及び買手会員は本規約を遵守し、当サイトを利用してなされる取引を信義誠実に履行するものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約において次の用語の意味は以下のとおりとします。

- (1)「基本契約」とは、売手会員・買手会員の間で別途個別に締結される基本契約をいいます。
- (2)「個別契約」とは、「基本契約」に基づき売手会員・買手会員の間に締結される個別の売買に関する契約（その変更または解除にかかる契約を含む）をいいます。
- (3)「発注」とは、買手会員から売手会員に対する「個別契約」の申し込みをいいます。
- (4)「注文品」とは、「個別契約」に基づき売手会員が買手会員に納入する物品をいいます。
- (5)「注文データ」とは、買手会員による「発注」の都度、当サイトに格納される「注文品」の品名、数量、価格、希望納期、納入場所等のデータをいいます。
- (6)「取引関係情報」とは、買手会員から売手会員に向けて当サイトに格納される各種問い合わせの情報等、及び売手会員から買手会員に向けて当サイトに格納される各種問い合わせに対する回答情報等をいいます。

第3条 (取引規約の位置付け)

本規約は、当サイト上で実現される電子商取引のみを対象に定めるものです。

当サイトを利用して行う、買手会員・売手会員間の取引における「発注」、「個別契約」の成立については、本規約の定めに従うものとします。

第4条 (取引の履行)

売手会員及び買手会員は、当サイト上での電子商取引の履行に支障が生じないように、適宜当サイトにアクセスし、新たに揭示された「注文データ」、「取引関係情報」を確認するものとします。

また、売手会員及び買手会員は、当サイト上で新たな「注文データ」が確認できた場合、すみやかに「注文データ」、「取引関係情報」に対する回答、意思表示等を行うものとします。

第5条 (注文、個別契約の成立)

買手会員が「注文データ」を当サイトに格納した時をもって、当該「注文データ」の内容による「発注」が行われたものとします。ただし、電気通信回線の障害その他やむを得ない事由により、買手会員が当該「注文データ」を当サイトに格納できない場合には、この限りではありません。

2. 買手会員が当サイトに格納した「注文データ」を、売手会員が承諾し、その意思表示を当サイトに格納した時をもって、当該「個別契約」は成立するものとします。

3. 当該注文日から7日以内に何らかの意思表示が売手会員からなされない場合、買手会員・売手会員の間に別段の定めがない限り、当該7日間の満了日をもって承諾の意思表示がなされ、「個別契約」が成立したものとみなします。

第6条 (通信上のエラーの処理)

売手会員は、「注文データ」及び「取引関係情報」の格納に失敗した場合、すみやかにその旨を買手会員及び当社に連絡するものとします。また、買手会員も、「注文データ」及び「取引関係情報」の格納に失敗した場合、すみやかにその旨を売手会員及び当社に連絡するものとします。

2. 前項の場合、売手会員、買手会員及び当社は、協力の上、すみやかに当該「注文データ」及び「取引関係情報」を当サイトに格納できるような措置を講じるものとします。

3. 前項の措置に関わらず、万一長時間当サイトの利用ができないか、またはその恐れがある場合、売手会員及び買手会員はその間における「発注」方法について協議し、定めるものとします。

以上